

青年海外協力隊兵庫大阪 OB 会短艇部会 定款

第 1 章 総則

第 1 条 (名称、所在地)

当会は、青年海外協力隊兵庫大阪 OB 会短艇部会 (通称名、青年海外協力隊 OB 会カッター部) と称する。

2 当会の所在地は、執行部の設置場所とする。

第 2 条 (帰属)

当会は、青年海外協力隊兵庫 OB 会、青年海外協力隊大阪府 OB 会に所属する。

2 当会は、当会の発展に好意をよせる同好の有志により組織され主管される。

第 2 章 目的と事業

第 3 条 (目的)

当会は、青年海外協力隊 OB および青年海外協力隊関係外の人々と協同でカッターボートに関する各種活動を行なうことで、地域社会と青年海外協力隊 OB とのつながりを深め、同時に青年海外協力隊の存在とその意義、活動内容を社会に周知することに寄与する。またカッターボートにまつわる活動を通じて、会員相互の親睦と協調をはかり、各個の健全なる発展に務める。なお対外的な活動の場においては、青年海外協力隊 OB 総員の代表としてその役割を担う。

第 4 条 (事業)

当会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①カッターボート全般の実技訓練及びルール講習
- ②海上交通のルールに準じた航法講習
- ③各地でとり行われるカッターボート試合への参加、および開催
- ④カッターボートの普及・振興のための事業
- ⑤会員相互の親睦事業
- ⑥その他、前項の達成を目的とした行事の催行

第 3 章 会員

第 5 条 (会員)

会員の入会資格については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、部長に申し込むものとし、部長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 部長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに口頭もしくは書面をもって本人にその旨を理由を付して通知しなければならない。

第 6 条 (会費)

会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第 7 条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①本人より退会の意志が書面または口頭にて提出されたとき。
- ②本人が死亡、または失踪宣告を受けたとき。

- ③執行部が退部相当と見なし、本人に書面または口頭でその旨を伝えてから1週間以内に本人から意義申し立てが出されないとき
- ④執行部が資格を喪失したと認める相当の期間、連絡をしないまま当会の活動に参加しなかったとき
- ⑤除名されたとき。

第8条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、定例会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①法令又は当会の定款及び規則に違反したとき。
- ②当会、当会に関連する団体および個人の名誉もしくは信用を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
- ③当会の秩序を乱したとき。

第9条（参加の停止）

当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して当会の活動への参加を停止することができるものとする。

- ①伝染病、その他、他人に感染する恐れのある疾患を有するとき
- ②健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき
- ③会員あるいは保護者が、当会関係者、練習場管理者、試合主催関係者の指示に従わず、執行部役員が運営上好ましくないと判断したとき

第10条（保険）

執行部は、当会活動中の事故に対応できる傷害保険の加入を会員に奨めなければならない。ただし会員の自己都合により執行部が奨める傷害保険に加入しない会員に対して、執行部が奨める傷害保険への加入を強制してはならない。

2 自己都合により執行部が奨める傷害保険に加入しない会員は、当会活動中の事故に対応できる傷害保険への自己加入に努めなければならない。

第11条（会員の事故）

当会活動中の会員の事故または怪我に対して、執行部が奨める傷害保険に加入した会員は、執行部が奨める傷害保険の範囲内での対処とする。

2 当会活動中の会員の事故または怪我に対して、執行部が奨める傷害保険に加入していない会員は、各人が自己加入した保険により対処する。

3 当会活動中の会員の事故または怪我に対応できるいかなる保険にも加入しない者については、すべて当人の責任により対処し、当会活動中の会員の事故または怪我に対して当会は一切関与しないものとする。

4 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、当会は一切関与しないものとする。

第12条（会員の損害賠償責任）

会員は、当会で活動中、自己の責に帰すべき事由により当会または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとする。なお会員が未成年の場合は、保護者がその責を負うものとする。

第13条（事故の責任）

会員は、当会の活動に参加するに際しては、当会の諸規定および施設管理責任者並びに指導者の指示を遵守し、自己の責任において行動するものとする。これに違反して、盗難、傷害等の事故がおきても、当会、執行部および指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第 14 条（責任事項）

当会の関連施設内で発生した盗難、障害、その他の事故について、当会は本クラブに故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責を負わないものとする。

第 15 条（個人情報）

会員の個人情報は厳重に管理し、官公庁等の公的機関から法令に基づいた開示を求められた場合を除いて一切公開せず、当会の活動に必要な用途にのみ使用する。

第 4 章 組織

第 16 条（定例会）

当会内にて決議を要する検討事案が生じた際は、定例会を招集し決議する。

第 17 条（執行部の設置）

当会は、練習の実施、対外試合の手続、定例会の実施およびその議事進行、また出納管理を行なうための機関として、執行部を置く。

第 18 条（会長の設置）

執行部は、経験者からの有益な助言を得るために、必要に応じて会長 1 名を設置し任命することができる。

2 会長は、執行部から助言を求められた場合、部会の活動についての助言をすることができる。

第 19 条（顧問の設置）

執行部は、経験者からの有益な助言を得るために、必要に応じて顧問 1 名を設置し任命することができる。

2 顧問は、執行部から助言を求められた場合、部会の活動についての助言をすることができる。

第 5 章 定例会

第 20 条（定例会の開催）

定例会は、会員の要求があった場合、または執行部の要求があった場合、開催しなければならない。

2 第 4 項に定める場合を除いて、執行部は、定例会の実施が決定したら速やかに会員に告知しなければならない。

3 定例会は、執行部役員の過半数の出席、および、執行部役員を含む 8 名以上の会員が出席しなければ、開くことはできない。

4 カッターボート練習日または試合日で、出席する執行部役員が、討議に十分な時間を割り当てられると判断すれば、第 2 項に関わらずその場で定例会を開催することができる。

第 21 条（定例会の決議）

定例会での決議は、次の各号に定める事案を除いて、出席者の票数による過半数で決する。ただし可否同数のときは部長が決する。なお部長不在の場合は副部長が代行する。

①本定款の改定は、定例会出席者の四分の三以上の賛成票にて決する。

②執行部役員の解任は、定例会出席者の三分の二以上の賛成票にて決する。

第6章 執行部

第22条（執行部常設役員）

執行部には、次の常設役員を置く。

- ①部長1名
- ②副部長1名
- ③経理長1名

2 執行部常設役員は、定例会において選任する。

3 執行部常設役員は、執行部の総意により必要に応じて会員の中から、1年以内の任期で、役員業務を補佐する臨時役員を選任することができる。

4 執行部の事務所所在地は、別途規約にてこれを定める。

第23条（職務）

部長は、当会を代表し、その業務を総理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、部長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 経理長は、当会内の出納を管理し、財産状況を監督する。

第24条（任期等）

執行部役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の定例会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠によって就任した役員任期は、前任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第25条（欠員補充）

常設役員に欠員が生じたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第26条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、定例会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第7章 雑則

第27条

この定款の施行について必要な細則は、定例会の決議を経て、執行部が規約を定める。

附則

この規約は平成22年11月8日より実施する。

平成23年1月9日 一部改定（設置場所の追記）